情報通信審議会　電気通信事業政策部会

電気通信番号政策委員会（第４１回）

令和７年７月１８日

（１）　電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、石井 夏生利、大谷 和子、河村 真紀子、猿渡 俊介、藤井 威生、森 亮二、矢入 郁子、山下 東子（以上９名）

（２）　関係者

一般社団法人テレコムサービス協会（MVNO委員会 委員長 佐々木 太志）、一般社団法人電気通信事業者協会（企画部長 吉川 智之）、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会（インターネットユーザー部会長 高木 大一郎）、一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（副会長 専務理事 安カ川 幸司）、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（理事 小林 直樹）

（３）　総務省

吉田 恭子（電気通信事業部長）

（４）　事務局

八代 将成（番号企画室長）、齊藤 浩之（番号企画室課長補佐）

【相田主査】　それでは、本日は皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第４１回会合を開催いたします。

本日は、第３９回会合において示された検討事項ごとの論点案につきまして関係者ヒアリングを行うため、関係する電気通信事業者団体５者の皆様にも御出席いただいております。まず、事務局から開催に当たって御説明をお願いいたします。

【事務局】　事務局でございます。まずは、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。本日の会合の傍聴者につきましては、音声及び資料投影のみの傍聴とさせていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、設定を変更しないようお願いいたします。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただいております。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして映像もオフにしていただきますようお願いいたします。御発言を希望さ

れる際には、事前にチャット欄に発言したい旨を全員宛てに書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。発言する際には、マイクと映像をオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。接続に不具合がある場合は速やかに再接続をお願いします。その他、チャット機能で全員宛てに連絡いただければ対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

続いて、配付資料の確認となります。議事次第に記載されておりますとおり、資料４１－１から４１－４及び参考資料１の計５点となっております。

事務局からは以上です。

【相田主査】　ありがとうございました。資料につきまして、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題の（１）は関係者ヒアリングでございます。先ほども申し上げましたように、前々回の会合におきまして検討事項ごとの論点案が示され、その内容につきまして、前回会合では関係事業者の皆様から御意見をいただきました。本日は、事業者団体４団体から資料をいただいており、また、資料、プレゼンテーションは御用意いただいておりませんけれども、日本ケーブルテレビ連盟様にも御参加いただいております。これらの各団体から御説明いただき、全てのプレゼンテーションが終わった後、まとめて質疑の時間をとらせていただきたいと思います。その際、前回もそのようにさせていただきましたけれども、論点１から３までの認定基準の関係と４から７までの卸元事業者への義務関係及びその他に分けて時間をとりたいと思っております。

それでは、早速ヒアリングに入りたいと思います。まずは、一般社団法人テレコムサービス協会様から御説明をお願いいたします。

【一般社団法人テレコムサービス協会】　テレコムサービス協会の佐々木です。本日は、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、資料４１－１に基づきまして、私のほうからテレコムサービス協会の考えを御説明いたします。

まず、右下１ページになりますけれども、一般社団法人テレコムサービス協会の紹介となっております。こちらを見ていただければ分かるとおり、我々の協会につきましては、前身となる団体の中に特別第二種電気通信事業者協会、また全国一般第二種電気通信事業者協

会が入っていることからもお分かりいただけますとおり、どちらかといえば、設備を持たない、また設備をＭＮＯさんであったりとか一種指定事業者等の設備をお持ちの事業者さんから借りて、ＭＶＮＯ事業、またＦＶＮＯ事業等を営んでいる会社のほうが優勢の業界団体ということになっております。

それでは、おめくりいただきまして、右下２ページ目になります。まず、認定基準の追加関係につきましては、端的に当協会からは特に異論はないということを御説明いたします。

続きまして、右下３ページ目、卸元事業者への義務づけ関係の中でも、検討事項４についての御意見が、こちらのページになっております。

まず、役務の継続性があると認められる基準につきまして、事業継続期間につきましては、事務局案である６か月について相当であると考えています。その他の要件につきましては、事務局案のほうでは、まず、電気通信番号使用計画の認定を直接受けている場合、こちらについては、電気通信番号の指定を受けるということは、一定程度の設備を持っているということで、ＭＮＯさんであったりとか、固定であれば固定電話のほうを提供されている事業者さん、０５０の番号の割当てを持っている事業者さんということになりますけれども、そうではない事業者については、新規事業者について一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により新会社が設立された場合、また役員の中に電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合という事務局案を御提示いただいておりますけれども、以下、２点の追加を御検討願いたいというふうに考えております。

まず１つは、比較的規模の大きい会社になりますけれども、株式を上場している場合でございます。また、もう一点は、比較的多分、恐らく規模が小さい会社、新規に電気通信事業への参入を検討している事業者ということになるかと思いますけれども、これらの事業者について、中には一定程度犯罪利用等をもくろむ事業者がいるというのは、残念ながら、今回の懸念そのものであります。この中で、今、先ほど飛ばさせていただきました認定基準の追加関係、検討事項２において、総務省が番号使用計画を認定するに当たって、例えば事業実績や今後の事業計画に関する審査を行うというような基準もありますことから、例えばこれらの事業者の中でも、非常に小規模な事業者についても、これらの書類の作成というものを一定程度緩和するということはいかがかというふうに考えております。ただ、事業実績や今後の事業計画等については、当然、事業者の営業秘密だということもありますし、また、ＭＶＮＯガイドライン、その他のガイドライン等でも、卸元事業者がそれらについて不必要に求めるということは、これは現に慎まなければならないということもありますが、本質的

には、これらの書類の審査を行うということが卸元事業者によってやらなければならないことというよりも、当該書類というものが正しく卸先事業者において作成されたものである、例えばでっち上げであったりとかでまかせであるということではなくて、きちんとしたプロセスを経てこれらの書類がつくられているということで、当該書類の作成に係る社内のコンプライアンス体制というのが非常に審査すべき項目ではないかというふうに考えておりますことから、弁護士による顧問・監督を受けていること等、別途総務省が相当であるとみなすような体制に、ちゃんとコンプライアンスがありますということをお示しをいただくということを基準として認めていただけないかというふうに考えております。

続きまして、右下、４ページ目、今度は検討事項５、役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数についてですけれども、事務局案である５０番号以下については、その算定方法、算定結果のいずれについても異議ありません。本制度の全体ですけれども、こちらについては、大規模な事業者、前回のヒアリングでプレゼンをいただいたような、比較的大規模な事業者だけが適用になるものではなく、より小規模の、例えば二次卸事業者から三次卸事業者に卸をする際にも、この義務が係るものというふうに、我々、認識をしております。そのような小規模な電気通信事業を営むもの、中には５０番号以下のような規模の事業者も相当数存在するものと我々思慮しておりますけれども、これらの視点を踏まえ、御判断をいただければと考えております。

また、今後の特殊詐欺事案等のトレンドも非常に重要かと思っております。今回の算定方法、算定結果について、我々、異議はありませんけれども、本件犯罪利用対策の効果、これについては、この後、測定をされていくことになるかと思いますが、その測定に併せてですね、提供番号数の上限等についても適宜見直しを行うということを要望したいと思います。

続きまして、右下、５ページ目、今度は検討事項６、卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法についてであります。まず、①に示されております電気通信番号計画の認定の有無の確認というところにつきましては、事務局案に特段の異議はございません。

続きまして、②卸先事業者の役務継続性の有無の判断、こちらの確認義務の履行方法ということになりますけれども、先ほど４ページ目でお示しをさせていただいた２項目に併せまして、こちらでは、番号としてはｅとｆというふうに通番で打っておりますけれども、ｅとしては卸先事業者が株式上場していることを卸元事業者が確認をできた場合というものについては、これは役務継続性の確認義務の履行方法として適切ではないかと考えております。株式上場しているかの確認につきましては、一定程度の規模の事業者ということにな

るかとは思いますけれども、株式上場していることというのは、卸元事業者が極めてクリアに確認可能なファクトでありまして、これが確認できた場合については、例えば卸元事業者が卸先事業者に対して何かしらの書面を求めたりとか、卸先事業者がその求めに応じた何らかの書面を用意したりするといったような業務負荷が非常に少なくなるということが考えられますことから、ぜひともこれらの株式上場していることという基準について、今回、お認めいただきたいというふうに考えております。

また、ｆにつきましては、先ほども申し上げたとおり、これは比較的規模の小さい事業者ということになるかと思いますけれども、一定程度、確からしい事業実績や今後の事業計画等に関する書面というものの提示を受け、かつ、重要なのは、この書類についてきちんとコンプライアンスに基づいて作成されたものですよということを、何かしら書面によって、証左となる書面の提示というものを併せて受けることで、卸元事業者が卸先事業者の適正性というものを計算できるのではないかと考えております。

続きまして、最後になりますけれども、検討事項７に関する意見、６ページ目になります。

今回、検討事項７、その他のところにおいては、事務局案の中では、電気通信番号制度関連の省令、告示等について必要に応じて見直しを検討するということが書かれておりますけれども、そもそも犯罪的な電気通信番号の利用をもくろむものについては、ＮＴＴ東西やＭＮＯなどの、いわゆる、ここでは０次事業者としておりますけれども、またその確認を直接受ける１次ＮＶＮＯ／ＭＶＮＥ等の卸元事業者、これらの大手事業者を避け、２次以降の事業者に接触し、３月以降の事業者として入り込むということをもくろむという可能性は非常に考えられるところではあります。

このような事業者が犯罪対策において最も弱い環となることがないよう、そのリテラシーを高めていくということが非常に重要ではないかというふうに考えておりまして、以下について追加の検討をお願いしたいというふうに考えております。

例えば、ここでは電気通信番号制度に関する周知のさらなる拡充、充実としておりますけれども、以下、例として、電気通信番号を使用するための手続ウェブページ、こちらについて新規参入する事業者が分かりやすく、今回の制度改正を理解できるよう説明をいただきたいというふうに考えております。また、電気通信事業参入マニュアル（追補版）、これは電気通信事業への参入をもくろむ会社は、必ず参照するものだというふうに考えておりますけれども、これについて電気通信番号制度、また今回の番号制度の改正等について、関連する記載の追加をいただきたいと考えております。また、事業者向け説明会の重ねての開催

というのも非常に重要かと思っております。御検討いただければと思います。

以上、テレコムサービス協会からの御説明になります。ありがとうございました。

【相田主査】　ありがとうございました。それでは、続きまして、一般社団法人電気通信事業者協会様から御説明をお願いいたします。

【一般社団法人電気通信事業者協会】　電気通信事業者協会の吉川でございます。本日は、今日このような機会を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

電気通信事業者協会では、７月７日の日の委員会で既に説明をされている会員事業者もおりまして、その部分を除きまして、会員事業者からの意見を集約させていただきましたので、この場で御披露させていただきます。

次のページをお願いいたします。

まず１つ目のところは、認定基準の追加についてで、規律対象となる電気通信番号の種別としてどうしますかというところで、申請者の役務継続が認定基準として追加されたところ、この基準が適用される電気通信番号の種別をどうするかということで、総務省様から論点をいただいてございます。論点につきまして、総論としては賛同という形で意見集約しております。会員意見は、出てきたものをここに記載させていただいていますけども、妥当。特殊詐欺に利用された電気通信番号種別の推移から勘案して、固定電話番号、特定ＩＰ電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象として認定の際に事業者に規律を課すことが妥当と考えられる。固定電話番号、特定IP番号、音声転送携帯電話番号を対象とするとの方向性に異論はありませんと。賛成。左記のとおり賛成。という形でございます。

次のページをお願いいたします。２つ目のところですけれども、申請者の役務継続性を審査するための申請書類ということで、どのような書類の提出を求めるかというところでございます。総論としまして、書類の提出に賛同でございます。なれども、以下、御考慮いただきたいということで、どのような場合に役務継続性がないと判断されるのかの線引きが不明確ですと、申請しづらい状況となりますため、「役務継続性」に関する可能な限り具体的な判断要素の例示や審査のフローと透明性の確保が必要と考えます。「これまでの事業継続や今後の事業計画等に関する書類」が何を指すのか、明確化が必要と考えます。それから、申請者にとって過度な負担とならないよう、例えば電気通信番号の指定事業者における変更認定申請時は該当規律の適用除外とするなど配慮をお願いしたいと考えますということ。そのほか賛成、それから、左記の書類提出及び審査の内容に賛成するというような意見でございます。

次のページのところが、３番目、提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高いものというものの要件としてはどう考えるかというところで、総務省様から論点をいただいておりますが、これにつきまして、総論として賛成でございますというところです。妥当と考えますということで、詐欺対策の強化と健全な事業活動の維持を両立するバランスのとれたアプローチと考えます。悪質な事業者を排除しつつ、正当なビジネスの機会を不当に損なわない柔軟な審査基準等であれば、法人の通信サービス利用における信頼性を高め、長期的な市場の健全な発展に寄与すると考えられますということで、電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪（累犯を含む）により処罰された者、電気通信番号使用計画の認定を取り消された法人の当時の役員を省令で規定するとの方向に異論はありませんということで賛成ということで、その下も、総務省様の論点を引用しまして、以下賛成ということでございます。

次のページをお願いいたします。次ですけれども、卸元事業者への義務づけ関連でございまして、こちらにつきましては、４－１、４－２、４－３、４－４と少し分解しまして意見を集めてございます。役務の継続性があると認められる基準としまして、事業継続期間のことでございますけども、６か月という形で論点いただいておりまして、これに対して賛同という形で意見提出が出ております。

次のページをお願いいたします。同じく役務の継続性と認められる基準としまして、電気通信番号使用計画の認定の有無を確認するというところでございます。こちらについては、事業の継続性の確認として電気通信番号使用計画の認定があることについて賛同ということで、特に異論ということはございません。

次をお願いいたします。こちらにつきましては、同じく役務の継続性があると認められる基準について、グループ企業の再編、役員に従事経験者がある場合は、これは継続性があると見られるのではないかというところです。総論としまして、新規事業者向けの事業継続の確認として賛同ということですが、以下御考慮いただきたいということです。挙げられている要件は妥当だと思います。さらに柔軟な判断基準を設けてもよいのではということで、新規参入は多様な形態があり十分な資金調達実績や、特定専門性・明確な事業計画、線引きの目安は必要であるけれどもなど、従来の「実績」や「役員経験」に当てはまらないケースでも事業継続性が認められることを容認してはどうか。それから、「一定の事業実績」「一定の事業経験」が何を示すのか、明確化が必要と考えます。それから、新規参入事業者について、事業継続期間によらず役務継続可能性があるものと判断できる場合の考え方に異論はあり

ません。賛成。その下も賛成でございます。

その次でございます。役務の継続性があると認められる基準について、その他何かありますかという論点につきましては、総論としまして特に意見ございませんというところでございます。

次のページでございます。５番目でございますけども、役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数ということでございます。論点としていただきました５０番号ということでございますが、賛同ということで、出てきている意見について、以下参照願いますということです。妥当。５０番号は悪用の中央値に近い数字であり、大規模な不正利用対策としては一定の効果が見込めるのでは。少数の番号提供者まで厳格な確認を義務づけると新規サービスへの迅速な番号提供が滞る可能性があるため、負担軽減は必要。他方、免除を適用する際には、健全なビジネスを展開する企業を守るためにも悪用防止対策も同時に検討すべき。それから、卸提供される番号の数が５０番号以下であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の除外対象とするとの方向性に異論はありません。５０番号であれば賛成。事業者への過度な負担とならないよう、確認義務の適用除外を設けることに賛成という意見でございます。

次、お願いいたします。電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法についてで、６番目でございますけど、６－１、６－２、６－３という形で意見を集約してございます。

１つ目は、卸先の電気通信番号使用計画の認定の有無についてということで、こちらについては、それを受けていることを確認するということですが、総論として賛同ということでございます。意見としましては、認定証に認定番号等必要な情報が記載されるなど対策をとることを前提とすれば、確認作業の正確性と効率が向上し、卸元・卸先双方の事務負担が軽減されると考えます。卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることの確認について考え方に異論ありませんという形で出ております。

次のところにいっていただきまして、こちらは、卸先の電気通信番号使用計画の認定の有無の確認についての部分で、様式見直しについての論点をいただいています。様式の見直しについて賛同ということで、認定証に認定番号等必要な情報が記載されていれば、確認作業の正確性と効率が向上し、安全面でも期待が持てるというところで意見が出ており、賛同となってございます。

その次、６－３のところでございます。卸先事業者の役務の継続性の有無を論点とするところでございます。こちらにつきましても、いただいておりますサービスの継続期間が可能

な契約書や料金請求書等の提示を受けること等、幾つか論点をいただいておりますが、全体として賛同ということでございまして、妥当ということで、提示要件の書類は法人であれば通常保有していると考えられ、確認作業としても現実的と。卸先事業者の役務提供継続性の有無の確認等の考え方に異論ありませんということで、意見が出てございます。

次に、最後、その他でいただいております論点でございまして、電気通信番号制度関連の法令について必要に応じて見直しを行うということでございます。こちらにつきましても、いただいている論点について賛同ということでございます。意見としては、事業者にとって過度な負担とならないよう、総務省に対する既存の報告等で把握できないのか確認いただくとともに、新たな報告を求める場合であっても既存の報告を含め報告全体として必要最小限となるよう配慮をお願いしたいというところの意見が出ておるところでございます。

以上でございます。ありがとうございます。

【相田主査】　ありがとうございました。では、続きまして、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会様から説明をお願いいたします。

【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】　御紹介をいただきました、日本インターネットプロバイダー協会、ＪＡＩＰＡの高木です。本日は、当協会からの意見についてお話しさせていただきます。

右下２ページ、ＪＡＩＰＡの概要ということで紹介になります。

右下３ページ、まず初めに、当協会はインターネット接続事業及びインターネット関連の事業者を会員とする団体です。近年、商材として電話サービスを提供する会員も増えていることから、今般意見を述べさせていただきます。

次ページお願いします。４ページ、１、規律の対象となる電気通信番号の種別につきまして、特殊詐欺犯行利用の発生状況を踏まえ、対象を固定電話番号、特定ＩＰ電話番号、音声伝送携帯番号とすることに賛同いたします。

次ページをお願いします。５ページ、２、申請者の役務継続性を審査するための申請書類につきまして、事業実績や事業計画、需要見込み及び資金計画等を審査することに異論ありません。また、提出書類につきましては、様式等で形式を決めていただけることを望みます。

次ページをお願いいたします。６ページ、３、提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高いものの要件につきまして、特殊詐欺等をはじめ窃盗罪等にて処罰された者や、認定の取消しを受けた法人の当時の役員を省令に規定して認定を拒否することに賛同いたします。

次ページをお願いいたします。７ページ、役務の継続性があると認められる基準につきまして、総務省令で定める事業継続期間を６か月とすることについて反対意見ありません。

次ページをお願いします。８ページ、５、役務の継続性を確認義務の適用除外となる提供番号数につきまして、総務省令で定める役務継続性の確認義務の適用除外とする番号数を５０とすることについて、反対意見ありません。

次ページをお願いいたします。９ページ、６、卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法につきまして、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定有無の確認については、総務省がお持ちの情報をホームページでタイムリーに公表いただくことが必要と考えます。また、卸先事業者の役務継続性の有無について、ａ、ｂ、ｃ、ｄの基準に反対意見ありません。

次ページお願いいたします。１０ページ、７、その他につきまして、みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して卸元事業者名の報告を求めることについて、反対意見ありません。

手短ではありますが、ＪＡＩＰＡからの意見は以上となります。ありがとうございました。

【相田主査】　ありがとうございました。では、続きまして、一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会様から御説明をお願いいたします。

【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】　ＪＵＳＡの安カ川でございます。よろしくお願いいたします。

１ページ目ですけども、基本的な考え方をこちらのほうに書かせていただいております。クラウド技術やネットワークの進展に合わせて、世界的に電話のサービスは進展・進化しております。音声市場が縮小傾向であると判断して投資に抑制的である事業者がいる一方で、世界中のユニファイド通信事業者、日本では電話転送サービス事業者と呼ばれるかもしれませんが、新しい技術、イノベーションとともに有望な市場であると認識し、積極的な開発競争、サービス競争を日々進めています。日本の電話市場の発展が阻害されないように、善良な新規事業者が不利にならないような規制を希望しています。

２番目ですけども、卸事業者が卸先事業者の認定状況を確認することが徹底されることにより、無認定事業者による番号使用の抑止に大きな効果が期待されると考えております。

３番目、一方で番号のサプライチェーン、番号の卸のことですけども、多くの国において多様かつ多重的に形成されており、１つの事業者が多数の事業者から同種の番号の提供を受け、また、多数の事業者に再卸しすることは極めて一般的であるということも事実です。

これは、日本においても同様です。国内外の多数の事業者が日本の番号を取得し、役務提供していることを鑑みれば、番号使用計画認定の事前取得をサプライチェーン全体に確実に浸透させることだけでなく、違反した事業者を早期に検知し、サプライチェーン全体から排除していく取組も極めて重要ではないかと考えております。

４番目、法令遵守する善良な事業者が、法令を遵守しない事業者よりも競争上不利となるケースが、現場、実際には多くあります。一部の事業者からは、「法令遵守しなかった場合に不利益は何か」ですとか、ほかの卸元事業者は確認などしていないけど、何でおたくは確認するんだというようなことを言われるケースもあります。法令を遵守しない事業者に対して積極的に処分を行うことや、その処分状況を積極的に公表するなど、法令違反を抑止するための積極的な対応を希望いたします。

５番目ですけれども、真面目に事業を行っている善良な事業者の負担を最小化し、効率的で確実な確認・運用を確保するためだけでなく、外国事業者の法令遵守を推進するためにも、ルールはできるだけシンプル、条件分岐がなくシンプル化されることを希望しております。

次のページでございます。具体的な意見について、これから述べさせていただきます。１つ目、規律の対象となる電気通信番号の種別、こちらに関しては、ＪＵＳＡとしましても、この対象とすることに賛同でございます。

続いて、次のページでお願いいたします。役務継続性を審査するための申請書類に関しましても、総務省案に異論ございません。一方で、クラウド電話やクラウドＰＢＸ、ＣＰａａＳ事業など、世界で急速に普及が進んでいる次世代の通信サービスの発展が阻害されないように配慮をお願いしたいと思います。

続きまして、詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件についてでございますけれども、こちらも事務局案に賛同いたします。特に、特殊詐欺犯に電気通信番号が悪用されないように、これについては積極的に運用されるべきだというふうに、協会としては考えております。

続いて、役務の継続性があると認められる基準についてですけれども、こちらについても、事務局案に異論はございません。ただ一方で、その業務経験については、いわゆる電話事業者と言われる分野以外にも、この電話サービスに対する新しいサービスですとか事業というのが次々生まれておりますので、こういった部分についても配慮をいただきたいと考えております。

続きまして、５番目、役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数についてです

が、こちらは、原則的には事務局案に賛成でございまして、卸番号数５０以下の卸取引というのは、実際には多くの実績、実例がございます。プロダクトの開発サイクルが年々短くなる中、企業の部ですとか課ですとか、小さい部門のレベルでトライアル的に事業を開始するというケースも多く、このようなケースは、多くの場合、事業計画等の作成を綿密に行わないというケースも多くございます。少数の番号を取得するためにこれらを作成するとなれば、サービス開発の阻害となるだけでなく、結果的に日本の事業者の競争力が相対的に低下してしまうというおそれもございますので、５０番号以下は、こういったところを適用除外とするところについては、私どもとしては強く希望するということです。特に実例を申し上げますと、例えば、銀行の一部門が番号を使って新しいサービスをちょっと始めてみて、はやれば大きくしていくというような使い方をしているケースも見られます。そういった形で、上場、非上場に関わらず、色々小規模で始めてみるというところが多くございますので、ここはぜひ御配慮いただければと思っております。

次のページでお願いします。卸電気通信役務を提供するときの確認義務の履行方法というところの１つ目でございますけれども、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無を確認するというところ、あと認定書の書式についてですが、まず、協会の意見としまして、１つ目、民間の認証の取得状況や事業者団体における活動実績、公知の情報や検索サービスの情報等、実態上の活動や取組の確認など、よりリアリティーのある事業継続性の確認についても認めていただきたいと考えております。

２つ目、認定書の様式見直しについては、協会として強く賛同するところでございます。正しい確認を実施するために、番号使用計画認定書は、番号の種別、番号種別ごとの役務の種類など、あとは卸元事業者等についての記載が必要ではないかと考えております。現状ですと、番号使用計画認定書には、認定を行った事実は書いてありますが、実際にはどういった認定を受けたというのが全く分からないということがあるかと思いますので、ここについては、より具体化されることにより、卸元が確認をする、卸先が確認するというところが可能になるというふうに考えております。事業者コードというのが卸先事業者名のところに書かせていただいておりますけれども、事業者名で今行っているところを、ぜひ事業者名称による確認・管理を、外国事業者等も含めて表記に揺らぎが発生するなど、その識別性・効率性に課題があるというふうに認識しておりまして、そのため、認定事業者のコードを付番するなどして、各事業者の番号使用計画認定や使用状況報告に記載する、使用することで、事業者の契約や相手先確認、申請、報告等の手続において確実な運用が図れないかというふ

うに考えております。協会のほうでも、先日トラブルがあったのは、ニッポンとニホンが違っていてトラブルがあるとか、Ｐが重なっているのが間違っているので引っかからなかったとか、名前ですとなかなか、特に外資なんかは分かりやすいと思いますが、判別できないところがありますし、複雑になるというところありますので、事業者コードについても御検討いただければと思います。

続きまして、２つ目です。卸先事業者の役務継続性の有無についてですが、協会意見としまして、全般としては、卸先事業者の役務継続性の確認をａ、ｂ、ｃ、ｄの事務局案とすることに賛同しております。２つ目、先ほどと同一ですけども、民間認証の取得状況や事業者団体における活動実績、その他公知の情報等を使って、よりリアリティーのある確認についても認めていただければと思っております。３番目、事業者が外国で行っているサービスをもって、これは日本の事業者であっても外国の事業者であっても同じですが、外国で行っているサービスをもって、新たに日本市場に参入する場合というところも実際に多くございますので、こういった部分、外国企業、外国から入ってくる企業に対しての参入障壁とならないように、海外における事業継続実績、従事経験等の評価についても、実態に即した形で認めていただければと考えております。

続きまして、その他です。協会意見としましては、みなし認定を含む全ての事業者から卸元事業者名の報告を求めることに賛同しております。２番目、効率的で確実な運用を確保するため、できるだけシンプルなルール規制としていただくことを希望します。特に、やはり外国企業なんかそうですが、なかなかこのときはこう、このときはこうというのが多過ぎると説明がしにくいというのと、あと運用も大変というのもございますので、みなし認定を含む卸元事業者名の報告を求めるだけでなくて、規制全般として、できるだけシンプルなルールとしていただくことを期待しております。

ＪＵＳＡとしては以上になります。

【相田主査】　ありがとうございました。

それでは、質疑応答、意見交換に移りたいと思います。論点１から３と論点４から７に分けてとふうに申し上げたんですけど、ただいまの各団体様からのプレゼンテーションでは、前半の論点１から３、認定基準の関係につきましては、基本的に事務局案に御賛同いただけるということだったかと思いますけれども、構成員の皆様から何か御質問、御意見等ございましたら、まず、その前半の論点１から３につきましてお願いしたいと思います。先ほど事務局からございましたように、チャット欄に書き込んでいただければ、私のほうで順次指名

させていただきますし、それが難しいようでしたら、直接マイクをオンにして声かけいただいても結構でございます。矢入先生、お願いいたします。

【矢入専門委員】　本日はありがとうございます。１点、卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法について、３者様の意見の中で、テレサ協様の御意見が、非常に他社様と比べて厳密な基準の追加を求めてらっしゃる点が非常に印象的だったので、テレサ協様に、その点をお聞きできたらなと思って質問させていただきました。

上場企業であることや弁護士によるコンプライアンス体制の確認など、厳密な基準の追加を求められている理由とか、何か今までの御経験とか、その辺ございましたらお話しいただければ幸いです。よろしくお願いします。

【相田主査】　それでは、テレコムサービス協会様、お答えいただけますでしょうか。

【一般社団法人テレコムサービス協会】　テレコムサービス協会の佐々木です。御質問ありがとうございます。

まず、今回、我々のほうから、特に検討事項４、検討事項６のところで、今、矢入先生からも言及をいただきましたような基準の追加というところを御提案さしあげたところになっております。

まず、これは２項目ありますけれども、２項目それぞれについて少し目的が違うというところもありますので、１項目ずつ申し上げられればと思っておりますけれども、まず、卸先事業者が株式上場している場合という基準については、これは専ら今回の制度改正に伴います卸先事業者と卸元事業者の間の業務負荷の軽減というところが非常に目的として大きいところかなと考えております。まず、卸先事業者が株式上場している場合は、証券取引所が事業継続性、またここでは役務継続性とありますけれども、事業継続性を厳しく審査をして上場を認めるということが非常に我々信頼できるところかと思っておりまして、かつ、株式上場しているということについては、卸元事業者からすると、非常に容易に確認ができるものでありまして、これらの上場が確認できた場合については、続く書類の作成であったり書類のやり取りであったりといったような業務、こういったものを大幅に削減ができるというところがありますので、ぜひとも卸元事業者、卸先事業者の業務負担の軽減という観点から、こういった基準というのも検討に値するのではないかというふうに考えております。

また、ｆのところにつきましては、実際に事務局案で御提示をいただきました各項目においては、若干、特に新規参入で非常に、まさに起業したばかりというような事業者においては、非常に敷居の高いところというのが幾つかあるかなというふうに考えております。また、

電気通信番号使用計画の認定につきましては、その番号の直接認定を受けない場合については該当しないということもありますし、親会社等のグループ会社が特にないような新規参入事業者の場合は、何かしら番号の認定を受けた、また認定を受けるということはＭＮＯさんであったりとかＮＴＴ東西さんはじめ固定事業者さんであったりとか、また０５０ＩＰ電話でも比較的設備をお持ちで大規模にやられているところということになるかと思いますけれども、こういった事業者において、過去に役員等で従事した者を何らかファイリングする必要があるというふうに考えておりまして、これらは非常に敷居が高いということは一定程度否めないかなというふうに考えております。

とはいえ、あまり敷居を下げすきると、当然、今度はこういったところに犯罪利用をもくろむ悪い人が入ってくるということにもなりかねませんが、我々としては、重要なのはやはり事業者としてコンプライアンスがきちんと満たされていることかというふうに思っておりまして、このコンプライアンスの体制というのは、特に善良な事業者であれば、零細であるか大企業であるかを問わず、電気通信事業という公益性の非常に高い事業に参入するからには、これらを重視するということは当たり前のことだというふうにも考えておりますし、また、コンプライアンス体制というものは一定程度定義されてくれば、例えば顧問弁護士がきちんと監督をしているということが、例えば基準になった場合については、弁護士からの書面というもので容易に確認をすることも可能だというふうに考えておりますので、これが非常に明確で分かりやすい基準によって、一定程度悪い人たちの事業参入というのを防ぎつつ、善良なる事業者が参入をしやすい環境というものがつくれるのではないかというふうに考えております。

以上、お答えになっておりますでしょうか。

【矢入専門委員】　ありがとうございました。

【相田主査】　では、続きまして、森先生、お願いいたします。

【森専門委員】　ありがとうございます。森です。

私も、このテレサ協さんのところですが、これは非常に、先ほどの株式上場の確認で代えられないかみたいなところは、本当に実務的で、よくお考えいただいた柔軟な御提案をしていただいていると思います。他方で、卸先の顧問弁護士からの書面の問題なんですけれども、弁護士を使うというのは、場面によっては結構いけるところはあると思うんですけども、全般的に必須科目と選択科目みたいなものがございまして、どの弁護士にやらせてもまあまあできるというような分野と、そうでない分野がございまして、この電話番号に関すること

というのは、そうでない分野になっておりまして、私も割と電話番号の仕事はかなり長いほうだとは思うんですけども、色々なルールを学ぶのにかなり時間がかかりましたし、また、まさか電話番号の仕事をするとは思っていなかったというところもあります。割と我々の業界の全体の風土として、よく知らないことを相談された場合に、これはその場合よく知らないからやりませんということは、それはある程度の年齢になれば、私ぐらいになれば大体そんな感じになりますが、特に若いうちは、そんなことを言っていたら駄目でして、よく知らないことについても手を挙げてやらないと駄目でございます。そうなってくると、調べ調べやるということになるわけなんですけども、ちょっと大丈夫かなというところがございまして、私が電話番号の仕事をするようになったそのぐらいの頃に、こういう御相談を受けて、じゃ、分かりました、意見書を書きますというようなことになりますと、本件がその対象としているのはブラックを相手にしているわけでして、はなからだましにかかっているということがあり得るので、そうなってしまうと、弁護士がだまされたりするということも、ちょっとあるのかなという気はしております。

以上です。

【相田主査】　それでは、関連してということで、石井先生、お願いいたします。

【石井委員】　ありがとうございます。森先生の御発言の補足といいますか、私の観点から一言だけコメントをさせていただきます。顧問弁護士からの書面等という部分については、顧問弁護士ですので、客観性がないのではないかと思われます。コンプライアンスについての何かしらの書面が提出されても、それを総務省が相当と評価できるかという点で、課題があるのではないかと思います。

森先生はソフトにおっしゃっていましたが、顧問弁護士自身が事業者と結託するような場合もないわけではない、ということもリスクとしては考えておく必要がありますので、顧問弁護士からの書面等という部分は、慎重に考えたほうがいいのというのが私の意見になります。

以上です。

【相田主査】　ありがとうございました。既に後半の論点４から７に入っておりますけれども、ぜひ引き続き追加での御意見いただければと思います。ただいまの確認義務というんでしょうか、役務継続性につきましては、ＪＵＳＡさんのほうからは民間認証で付け加えてはどうかというような御意見もございましたので、その辺りにつきましても、ぜひ御意見ございましたらお願いしたいと思います。

それでは、藤井先生、お願いいたします。

【藤井委員】　藤井でございます。皆さん、御説明ありがとうございます。

私はＪＵＳＡさんのところ、相田先生の今のコメントにも関連しますが、ＪＵＳＡさんの８ページ目と９ページ目に、事業継続性確認のために、民間の認証であったり事業者団体の活動であったり、それ以外検索サービスとかいろいろなものを挙げられています。どこまでちゃんと認めて大丈夫なのかというところが我々には判断しづらいですが、この辺りはどういうところを意識されているのかというところをもう少し詳しく教えていただけると助かります。

【相田主査】　では、ＪＵＳＡさん、お願いできますか。

【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】　ＪＵＳＡでございます。ありがとうございます。

この１番の民間の認証取得状況や事業者団体における活動実績というところですけども、私どもの協会の会員等がよく見るところでは、例えばＩＳＭＳですとかプライバシーマークみたいな認証もありますし、ちょっとまだ議論中の部分もあるんですけども、ＥＴＯＣというような事業者団体が行っているような認証プログラムもございます。強いて言えば、私も全てのケース知っているわけではないですが、悪い人たちでプライバシーマークやその他諸々の認証を取っているとかってあまりないのではないかというような意見が出ているところでございます。

それと、事業所団体等における活動実績という点についても、電気通信事業をやっていなくても電気通信事業に関連する形で、事業者団体等の活動というのは積極的にやられている部分というのもございます。こういった部分なんかを、我々の内部のほうで持っているという情報もありますし、それを客観的に確認できる、その確認方法は様々あるかと思うんですが、そういった部分を活動の実態として確認ができるのではないかというところを御提案させていただいたところです。

【藤井委員】　分かりました。ありがとうございます。

検索などで、例えば事業者団体っぽいところに引っかかったというのが、本当にそれが実態あるのか、単に会員として名前登録されているだけなのかという、そういう違いというのは簡単に見分けられると思ってよろしいでしょうか。

【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】　ここはなかなか難しいところなですけど、事業者団体の活動実績というのは、どちらかというと会員さんからいただいた意見

では、自分たちが、例えばＪＵＳＡの会員さんが、実際にＪＵＳＡの会合で毎月会っていると。毎月会って議論しているのに、その人の活動がないからといって拒否というのはちょっとないんじゃないの、実際にその活動というのは目に見えているじゃないかというような意見があったというところです。

なので、全く知らない団体に入っているので、それはオーケーというような意図ではないというところでございます。

【藤井委員】　認める、認めないというところの線引きが難しいなとちょっと思いましたが、状況は分かりました。ありがとうございます。

【相田主査】　では、続きまして、猿渡先生、お願いいたします。

【猿渡専門委員】　猿渡です。僕もＪＵＳＡさんに質問で、２ページ目のところの、真面目に善良な事業者が損をすることのないようにというのは非常に共感するところで、一方で、ＪＵＳＡさんがおっしゃっていることは、基本的にはシンプルにするということだけをおっしゃっていましたが、５０番号以下のところが、新興の新しいことをやろうとする人たちが多いという現実を知っているＪＵＳＡさんの視点から考えると、こういうふうにやれば、ちゃんと今回の件は防げるというアイデアがあれば教えていただけないでしょうか。今回は、総務省の方針に対するコメントだったと思うのですが、むしろ、こういうふうにしたらいけるんじゃないかというのは、現場の意見をちょっと聞いてみたいなと思い、質問になります。

以上です。

【相田主査】　では、なかなか難しい質問かと思いますけど、ＪＵＳＡさん、いかがでしょうか。

【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】　御質問ありがとうございます、猿渡先生。なかなか難しいところなんですけども、私どもも、ふだん事業者の会員さんも含めて、事業者としては、法律で現状認められた部分とかを結構真面目にやっていると、はじけている部分というのは結構多くございまして、あまりこうやれば実際には悪い人が来なくなったみたいなところというのは、実際には具体的なところというのは持ち合わせていないところです。

電気通信事業法だけじゃなくて、犯罪収益移転防止法ですとか、そういった諸々電話転送サービスなんかを使うに当たって必要な手続でございまして、ここを結構真面目にやるかどうかというのが結構かかっていまして、手続上、決められたことだけを淡々とやるという

のと、本当にそれを守るんだという意識でやっているのでは、結構違うところございます。

ちょっと生々しい話というか、なかなか難しい話ですけども、協会の中でも言えるのは、協会の中のそういった勉強会等にしっかり参加されているような事業者さんというのは、日頃からそういう情報をアップデートしたりですとか、新しい不正申込みの状況なんていうのをお互い情報交換していたりしますので、その部分に出ているような人というのは大体被害に遭わないで未然に防げるんですけども、条文だけやっていればいいでしょうという、条文だけ見ているというような方たちとかだと、結構弱みに付け込まれて不正申込みが増えるというようなケースというのは、現実ございます。やっぱり罪を犯す人たちって、皆さん、弱いと分かったらそこへ集中的に突っ込むみたいなことが多くて、普段は知らないふり、善良なふりして申し込むけれども、この辺緩そうだなという事業者についてきたりということがありますので、なかなか基準の議論に、私、今、答えになっていないというのは承知しているんですけれども、事業者さんの姿勢というのは、結果現れる部分かなというふうには、実感としては思います。

答えになってなくて申し訳ございません。

【猿渡専門委員】　いえいえ、大変勉強になりました。ありがとうございました。ちょっと考えてみます。

【相田主査】　では、続きまして、山下先生、お願いいたします。

【山下専門委員】　ありがとうございます。山下です。

私は、テレサ協さんと総務省さんに伺いたいことがあるのですが、１つは、今、猿渡委員がおっしゃったのと同じ論点の５０番号以下のところです。ＪＵＳＡさんは銀行がトライアルなどをしている例もあるとおっしゃったのですが、テレサ協さんのほうでも、５０番号以下の需要はそこそこあるというふうにおっしゃっていたので、具体的に、どういう需要があるのかを教えていただければと思いました。もちろんＪＵＳＡ様からも、追加があれば教えていただきたいと思っております。

２点目は、またＪＵＳＡ様に関係あるのですが、御要望として電気通信番号計画の認定証にもっと詳しく書き込んでもらうようなフォーマットにしたらどうかとか、それから事業者ごとに事業者コードを付記するようなシステムにしたほうが、照合がやりやすくていいのではないかという御提案があったのですが、総務省さんとしてそういう要望に対応できるのか、例えば法令上できないとか、そういうことがあるのかなと思ったので、それを教えていただきたいと思いました。

以上です。

【相田主査】　それでは、まず、テレサ協様のほうで、５０番号のことについて、追加で何か情報いただけますでしょうか。

【一般社団法人テレコムサービス協会】　テレコムサービス協会、佐々木です。御質問ありがとうございます。

当協会としては、具体的に事業を行っているということではございませんので、具体的にどのような事業者が５０番号以下というような規模感でどのようなビジネスをやっているか、なかなか御説明をすることは難しいということは、あらかじめ御承知おきいただければというふうに思っております。

その上で、我々が特に申し上げたいのは、特にＭＶＮＯという事業体におきましては、様々な事業の展開のやり方というのはあるんですけれども、一般的に国際的に広く認知されている在り方としては、大手事業者、ＭＮＯさん等と、がっつり市場で組んで、レッドオーシャンの中で戦っていくという戦い方をするのではなく、自らのビジネスは最大限に発揮できるようなニッチマーケットを見つける。それに、ニッチマーケットにターゲットを絞り込んで、そこでサービスを広げていくということが、ＭＶＮＯの１つの理想のビジネスモデルであるということは、これは非常によく言われていることだというふうに、我々は認識をしております。

その観点からは、契約者数の多寡に必ずしもよらず、様々なビジネスモデルというものが市場の中に存在しているというものがＭＶＮＯだというふうに考えておりまして、その中で、例えばニッチマーケットを見つけて、小さいながらも光るビジネスを始めようというような小規模ＭＶＮＯに対して、大手事業者と同じ規律を課していくということについては、こういった小規模ＭＶＮＯ、まさにこれから参入しようという人たちのやる気をそぐということが考えられるのではないかというふうに考えております。

以上です。

【山下専門委員】　ありがとうございます。

【相田主査】　では、続きまして、これは事務局にお伺いしたほうがよろしいでしょうか。

【齊藤番号企画室課長補佐】　総務省でございます。番号計画の認定書のフォーマットのところで御質問いただいたと思いますけれども、事務局で今、今後の見直し等で検討しておりますのは、総務省から直接認定を受けている者については、その認定書に個別の認定番号を振っておいて、それを御参照いただくというのが１つ。

もう一つは、直接総務省から認定を受けないみなし認定電気通信事業者の場合にあっては、法定で義務づけられている標準電気通信番号使用計画と併せて、そもそも電気通信事業者として登録または届出をする制度でございますので、その登録、または届出の証書に記載されている番号などを御参照いただく形で想定をしてございます。

【相田主査】　そうすると、事業者コードというものは今のところないけれども、登録届出の受理番号みたいなものが、おおよそそれに代えられるだろうという理解でよろしいでしょうか。

【齊藤番号企画室課長補佐】　はい、おっしゃるとおりでございます。そういったコードを個別に用意するというよりも、既存の用意されている番号を活用することで特定できるような形にしていきたいというふうには考えてございます。

【相田主査】　山下先生、よろしいでしょうか。

【山下専門委員】　ありがとうございます。

【相田主査】　ほかにいかがでございましょうか。２巡目、３巡目でも結構でございますので。

【齊藤番号企画室課長補佐】　相田先生、事務局から御質問させていただいてもよろしゅうございますでしょうか。

【相田主査】　はい、お願いいたします。

【齊藤番号企画室課長補佐】　事務局からでございますけれども、テレサ協様から頂きました資料の中で、先ほど少し議論になりましたけれども、上場企業について認めてはどうかということで御提案をいただいたところでございます。この点ですけれども、例えばどのくらいの上場のランクなどを想定されていらっしゃるかというところなどを伺うことはできますでしょうか。例えば上場企業でも、東証のプライムもあればスタンダードやグロースなど、幾つか種類もあると思いますが、どのぐらいのところ、例えば一番低いレベルでよいのかですとか、どういったところまでで想定されていらっしゃっての御提案かというところをお伺いできれば幸いです。よろしくお願いいたします。

【相田主査】　それでは、テレサ協さん、お願いできますでしょうか。

【一般社団法人テレコムサービス協会】　テレコムサービス協会の佐々木です。御質問ありがとうございます。

私どもも全ての証券取引所の基準というものを精査しているということではないですけれども、一例を挙げますと、東証グロース市場、これは非常に小規模な会社が最初に上場す

る市場として、特に有名なところかなというふうに思っておりますけれども、この東証グロースの中には、事業継続年数として、１年以上前から株式会社として継続的に事業活動をしていることというような基準がありまして、これらの審査というものが行われていると考えております。

全ての証券取引所の上場を一律に認めるということは、そこまでは考えているものではありませんけれども、このようなところから判断をすると、一定程度、エントリー向けの証券取引所の市場であったとしても、事業継続や役務継続というところについて一定程度の配慮はあるのかなというふうに考えておりますので、全てということではないですけれども、かなり広い範囲でお認めいただけると、多くの事業者にとって負荷軽減というものにつながっていくのかなというふうに考えているところです。具体的に、ここはそういった基準がないのでということについては、恐らくこの後も、制度化の中で様々な議論というものがされてしかるべきかというふうに考えておりますけれども、現段階で言えることとしては以上となります。

【相田主査】　事務局、いかがでしょうか。

【齊藤番号企画室課長補佐】　ありがとうございます。大変クリアになりました。大丈夫でございます。

【相田主査】　ほかにいかがでございましょうか。それでは、河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】　ありがとうございます。これは、もしかしたら今後のヒアリングを受けてのお話、検討の中で意見を言っていったほうがいいのかもしれませんけれども、質問という形で、多分事務局に投げたほうがいいのかもしれませんし、お答えいただける方がいればということなんですが、答えが難しいかもしれませんけれども、今、いろんな先生方の質問の中で出てきたテレコムサービスさんの挙げられたa、bに加えて、上場企業ということですとか、顧問弁護士がいてコンプライアンス等について何か出すというようなことが、それは、つまり、いずれかの中のいずれかの選択肢が増えていって、これがほかのものに代わる基準として使えたらどうかという御提案だと思うんですけれども、これまで、詐欺的な番号使用ということが判明した事例というのが数々あると思うんですけれども、それを逆に見ていった場合に、上場している場合ということですとか、顧問弁護士がいることをもって何が判断できるのか分からないんですが、弁護士さんがいることであるとか、あと、事務局案の中にあります、役員の中に一定の従事経験があるというようなことがありますけれども、

それを逆にした場合に、そういう要件を課すと、過去の事例がはじかれるという、やはり現実的な事例からの判断があるということと考えてよろしいでしょうかという御質問です。

【相田主査】　それでは、事務局のお答え、可能でしょうか。

【齊藤番号企画室課長補佐】　事務局でございます。河村先生、ありがとうございます。

今いただきましたような、各基準それぞれで、例えば詐欺を行った者がいるかどうかみたいなところを、つぶさにその一つ一つを網羅して調査したりですとか、あるいはそういったことがあったらその基準が使えなくなるみたいなことになるのは、なかなか運用としても難しいところがあるかなと考えておりまして、ちょっとお答えになるか分からないのですが、まずはその事業の継続性があるかというところを見ていこうということで、こういう形で幾つか要件を調べていますので、今のところ、お答えとしては、なかなか一つ一つの細かな要件で詐欺を行った者がいるかどうかというところまでは、ちょっとまだ我々のほうとしては把握が難しいところでございます。

【河村専門委員】　ありがとうございます。

【相田主査】　今日は警察庁の方とかは御出席いただいていないんですよね。

【齊藤番号企画室課長補佐】　本日は、警察庁の方はいらっしゃっておりません。

【相田主査】　では、取りあえず今日のところはこれでよろしいでしょうか、河村委員。

【河村専門委員】　はい。また、引き続き、委員会での検討のときに聞かせていただければと思います。

【相田主査】　では、続きまして、大谷構成員、お願いいたします。

【大谷専門委員】　大谷でございます。ありがとうございます。

これまでの質疑応答でかなりクリアにしていただいたのですが、細かいところで教えてください。

ＪＵＳＡ様から、いろいろなパターンについて御提案いただきました。４番と６番、一定の従事経験の読み方について教えてください。クラウド電話ですとかＣＰａａＳなどの次世代事業の経験があれば、これは電気通信番号計画の認定事業者における経験ではなくてもいいという趣旨なのか、それとも電気通信番号計画の認定事業者の中においてどういう経験をしてきたかということについて、あまり狭く解されることがないようにという趣旨なのか、御説明の意図を確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【相田主査】　では、ＪＵＳＡ様、お願いできますでしょうか。

【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】　御質問ありがとうございます。端的に申しますと、後者になります。

【大谷専門委員】　分かりました、ありがとうございます。そうしますと、電気通信番号計画の認定事業者での経験という、つまり、会社名だけを登記簿などで確認すれば済む程度の確認で大丈夫だということになるわけですね。具体的な個別の経験を判定するのは難しいと思っておりましたので、登記簿など、簡易に入手できる資料で確認できることが必要なのではないかと思っておりましたので、承りました。

それから、先ほど事業者団体のことについて触れられていたので、コメントさせていただきたいと思いますけれども、犯罪に関与しようとする事業者が事業者団体に入る可能性があるかどうか、ちょっとよく分かりませんが、事業者団体の種類を決めたり、その基準を決めたりしても、そのためだけに入会するような事業者がいるかもしれない可能性を考慮すると、どのような要件を満たしている事業者団体ならいいのか。一般的な会員でいいのか、それとも理事などの一定の役割を担っていることが客観的に確認できなければいけないのかといった細目を細かく決めていくということが、制度にとっても大きな負担になるのと、実際に確認を取る卸元においても非常に負担になることが考えられますので、事業者団体という選択はあまり考えにくいのではないかなと思っているところです。

他方、認証の取得などでプライバシーマークなどの例を出されていますが、これらの規格については、規格をピンポイントで定めることもできますし、事業が自主的に継続していて、そのための十分なセキュリティー体制を第三者機関によってチェックされて継続的な取組がなされているということの証左でもありますので、一応候補に考えることはできるのかなと思いましたので、コメントさせていただきます。

以上でございます。

【相田主査】　ありがとうございました。この件につきまして、ＪＵＳＡのほうから何かコメントございますでしょうか。

【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】　大丈夫でございます。事業者様が各事業者、取引相手と取引する際の確認というところなんだと思いますので、一定の基準化というのはもちろん必要だというところでございますけれども、実際に事業者、例えばですけども、個人事業で電気通信やっている方というのもいらっしゃいますし、どういったところまで活動実績というのを定量的に見ていくかというところというのは、よりリアリティーがあったほうがいいのではないかというふうに申し上げたところでございます。

以上でございます。

【相田主査】　ありがとうございました。ほかに御質問、御意見等いかがでございましょうか。本日御出席の委員からは一通り御発言いただいたのかな。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日、御議論いただいた内容を踏まえまして、次回以降、内容を事務局に取りまとめていただいて論点整理等を行ってまいりたいと思います。もし、追加の御質問、御意見等ございましたら、事務局のほうまでお寄せいただければというふうに思います。

あと、議題は（２）その他ということでございますけれども、今後の予定等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【八代番号企画室長】　先生、ありがとうございます。今後の前に１点補足させていただければと思ってございます。先ほど河村先生からございました要件について、どれだけの詐欺、特殊犯罪などに用いられる、どのような事業者がいるかというところでございまして、警察庁に状況について確認をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、他方で、今回このような基準を設ける１つは、役務の継続性についての判断基準として設けるというものでございます。従いまして、犯罪が実際に起きてしまうかどうかというような判断基準というものではなくて、役務をこれから実際に継続していくことが見込まれるかどうかの判断というところでの検討というところでございますので、そちらについて、１点補足させていただきました。

今後の予定については、また別途、齊藤からお伝えさせていただきます。

【齊藤番号企画室課長補佐】　ありがとうございます。それでは、今後の予定でございます。

次回の電気通信番号政策委員会につきましては、事務局より別途御連絡をさせていただきたいと思います。また、追加の御質問等ございましたらば、７月の２０日火曜日までに事務局までお寄せいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【相田主査】　以上で、事務局に御用意いただいた議事は終了したかと思いますけども、全体を通じまして、追加での御発言の御希望ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第４１回会合を閉会いたします。本日は、皆様、お忙しい中御出席いただき、

活発に意見交換等をいただきまして、ありがとうございました。